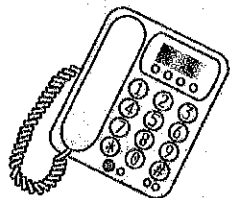


URL: <http://www.mu-kansai.or.jp>  
E-mail: [sodan@mu-kansai.or.jp](mailto:sodan@mu-kansai.or.jp)

〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801  
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

## 「新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言」 ホットライン・相談活動を通して見えてきたこと！



新型コロナウイルス感染症の蔓延が続いている。この間ようやく感染者数の減少してきたようだが、検査数が少ないこともあって実態は闇の中であり、予断は許されない状況である。緊急事態宣言は、延長された。

緊急事態宣言下での経済的な打撃は深刻であり、観光・ホテル・飲食等サービス業はもとより、製造業も含む全業種に影響が広がっている。中でも、弱い立場にある中小企業は危機に直面しており、倒産は4月27日時点で100社に上っている。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今後中小企業の倒産が増大していく可能性が高い。また、不安定な立場に置かれている非正規労働者の雇止めも増大しており、フリーランスは収入喪失にあえいでいる。

こうした中、政府は緊急事態宣言に合わせて緊急経済対策を発表した（4月20日一部変更）。そこでは、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化、③官民を挙げた経済活動の回復、④将来を見据えた強靱な経済構造の構築、⑤今後への備え、が5本の柱とされている。この内、当面の生活に関わるものは②であるが、その具体的内容は以下のとおりである。

### （1）雇用維持～雇用調整助成金の拡充と特例措置

緊急対応期間（令和2年4月1日から6月30日まで）において、助成率を、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10分の9、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする。

### （2）資金繰り対策～実質無利子・無担保の融資枠の拡大、信用保証枠の拡大

日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の拡充、信用保証協会による信用保証の拡充や保証料の減免、CP・社債等の買入れの増額など。

### （3）事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

「持続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について

て、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する等。

#### (4) 生活に困っている世帯や個人への支援

生活に困っている世帯に対する給付金（1世帯当たり30万円）（ただし、これは撤回され、すべての住民を対象とした1人当たり10万円の特別定額給付金に変更された）、個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続、住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充等。

#### (5) 税制措置

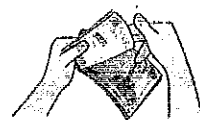
収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける。また、資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする等。

これらの対策の特徴は、概ね平常時の機関による平常時の制度・施策の延長であるということである。日本政策金融公庫しかり、信用保証協会しかり、雇用調整助成金しかり、緊急小口資金しかり、住宅確保給付金しかりである。また、対策の大部分が融資や信用保証、支払い猶予であって、結局後で返済したり支払ったりしなければならない。負担の将来への繰り延べでしかない。特別の対策の目玉とされているのは、全住民への10万円の給付や中小・小規模事業者への上限200万円ないし100万円給付であるが、焼け石に水の状態である。平常時の機関による平常時の制度・施策を泥縄式に拡張した拳句、機関そのものがパンク状態に陥っていることも相まって、結局効果的な対応ができていないというのが実情ではないか。

新型コロナウイルスによる経済的逼迫の長期化と、これに対する有効な対策がなされない中で、中小企業や労働者の悲鳴が上がっている。このままでは5月以降倒産はさらに増加するだろうし、文字通り路頭に迷う労働者も激増しかねない。

緊急事態には緊急の対策が必要である。私の個人的な意見を言えば、数カ月一切をモラトリアムするしかないのではないかと思う。税金や社会保険料だけでなく、家賃の支払いも、リース料金の支払いも、ローンの支払いも、銀行への返済も、すべてである。金の流れは全体としてつながっているので、どれかだけ止めるとするのは無理がある。唯一止められないのは日々の生活費である。これについては、雇用調整助成金やフリーランスへのそれなりに手厚い給付等で補うしかないだろう。

融資や貸付、支払いや返済猶予というのも限界がある。そもそも、平常時の機関は、日本政策金融公庫にしても、信用保証協会にしても、社会福祉協議会にしても、実際にはパンク状態であって、融資や貸付もできていないのが実情だ。しかし、融資や貸付が何とか機能したとしても、返済が滞ることは目に見えている。ただでさえ低空飛行している中小企業が、平常時に戻ったとて多額の融資の返済をできるとは思えない。日々の生活にも困って緊急小口資金等の貸し付けを受けた労働者等が、平常時に戻ればその返済ができるとも思えない。今後数十万件の単位、数百万件の単位で返済不能が起こる可能性がある。そうなれば、もはや経済の問題ではなく、政治的に決着をつけざるを得ないだろう。



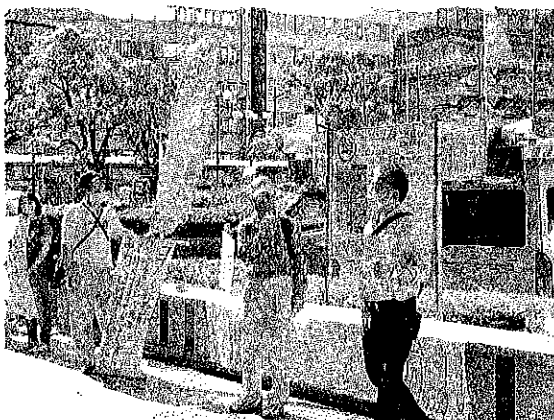
この間組合員から生活に関する相談が増えている。中小企業と交渉していると、逆に資金繰りの相談を受けることもある。私は、とりあえず借りられるものは借りて、後のことは後で考えたらよいとアドバイスしている。政府の泥縄式経済対策が機能不全に陥っている中、みんなで借りてみんなで返さない、それ以外にこの状況を乗り切れないのではないか。（大橋直人）

## 第91回中之島メーデー 代表参加による集会と、なんば高島屋前でアピール行動

5月1日13時30分、うつぼ公園で各労組代表参加の集会があり、管理職ユニオン・関西からも3名が参加しました。コロナウイルスの影響でミニ集会となり、デモ行進は中止でした。

開会宣言とメーデーアピールを全港湾大阪支部の樋口委員長が行い、争議組合からケアワーカーズユニオンが介護職場の緊急性から処分問題について、経営者に休戦を申し入れたが、拒否されたのでとことんやる以外にないと決意を述べました。LIA労働組合からは、神戸地裁での偽装請負での地位確認裁判で負けたが、運動の力で闘いを続けたいと。教育合同からは、2月末にいきなり学校の休校が決められた。3、4月と学校は開店休業状態であること、大阪府教育委員会が何もしないため教師は学校に行っている状態と教育現場の報告をしました。全港湾大阪支部からは、我々の闘いであるとして関生支部の闘いを訴えました。

関西生コン支部の武洋一書記長は、大阪広域協組の攻撃で厳しい労働環境に置かれているが、まだまだ余力があるので皆さんの支援を受けながら頑張ると。集会のまとめ、閉会あいさつ、行動提起、団結がんばろうをまとめて大阪全労協の竹林さんが行い、30分のメーデー集会を終えました。



第51回中之島メーデーの動画は →

その後、3台の宣伝カーで市内を宣伝し、午後3時になんば高島屋前に集結し、アピール行動を行いました。社民党の大椿さん、関西ゼネラル支部、管理職ユニオン・関西からは仲村書記長、ケアワーカーズユニオン、おおさかユニオンネットワークから垣沼代表と、それぞれコロナ問題も交えながらメーデーアピールをしました。

### 4・2 団交報告

#### コロナで団交拒否、(株)アドバンスコープと名張で団体交渉開催！

大阪府労働委員会から団交拒否の不当労働行為申立書が届いて、会社は方針を変更した。「新型コロナウイルスの終息が見通せない状況を考慮し」、日時提示をしてきました。

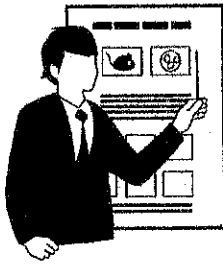
4月2日、名張市の産業振興センターで会社側は弁護士2名を含む4名、組合は仲村書記長、野口執行委員、当該の伊藤加奈子さんの3名。まず、伊藤組合員のマネージャー職の確認をした上で、『今年の1月14日に「業務改善通知書」を渡されたこと、マネージャー職を取り上げられ、部下3名が部長直轄となったこと』の理由の説明を求めた。会社の主張は、伊藤さんの主張・言い分をほとんど聴取せず、一方的に職務と部下を取り上げていることから、ヒアリングをしっかりとった上で、組合に連休明けの早い時期に報告をすることを求めた。

# 中央労働委員会での和解で終結！

## 解決報告 その1

組合員 伏原清司

### ①組合加入前から加入後の初めての団交までの経緯



組合に正式に加入するまでの経緯からご報告します。三洋電機がパナソニックの完全子会社になって、早期退職(2011年末)の募集がありました。応募しなかったことで、転宅を伴う異動となり、パナソニックCS本部(門真市)に出向となりました(2012年1月)。所属部署では、15名程の部員がいましたが、私を含む2名以外の全員が退職となりました。

そのパナCS本部でのコールセンターで、講師である派遣社員の度重なるパワハラ行為から、口論となったことで、一方的に追出し部屋へ隔離されました。追出し部屋での業務は、名目自己啓発で、仕事は与えられません。その後、リクルートグループの転職支援会社での転職活動、その後、リクルートグループの派遣会社(リクルートファクトリーパートナーズ)から印刷会社での機械オペレータを指示され、これまで経験したことのない、厳しい肉体労働を行うことになりました(2012年12月)。

しかしながら、その印刷会社(大阪印刷)は社員が定着せず、常に人員不足で、残業が多く、労災事故も多い労働環境の良くない職場で、私は体調悪化から会社を度々、休まざるを得ない状況となりました。そういった状況を改善するために、正式に組合に入り、団体交渉を申し入れました。

第1回団体交渉(2013年4月:ドーンセンター4F)では、まず、仲村書記長が「リクルートが間に入って出向社員の労務管理を行っていること、又、本人の同意を取らない社外出向は問題がある」と発言し、適材適所の再配置を求めました。それに対し、三洋電機(株)人材活用推進室・室長・竹内照夫氏は「人事異動は本人の同意は必要ない、さらに出向の理由は雇用維持のため」と回答。改めて、書記長が出向の理由を尋ねると回答は保留となった。

その後、書記長から「体調が悪化しているので、強制的な残業は受けません。直ぐに実行しますので、関係者に連絡ください。」と発言しました。竹内室長は回答できない状態となり、ここで、一旦、休憩となりました。

休憩後、書記長は「残業の件は、実行します」と伝え、次の議題に入りました。社外出向の社員を管理しているリクルートファクトリーの社員の対応が悪い点(社員への連絡が出来ていないこと、社員への案内文書が非礼なこと等)について改善するよう協議しました。

最後に、組合から、検討事項として、社外出向の理由、出向契約書の内容の確認、不利益変更(労働条件の不利益)について、次回までに回答するよう求め、終了となりました。

尚、この団交で、私と同じく、資本関係の無い社外出向している社員(人材開発室に所属)が140名程いること、その内、出向解除となり、三洋電機に戻った方も数名いることが明らかになりました。今も記憶に残る最初の団交でした。

以上

**大阪府環境水質指導協会で定年後に再雇用されたが、2年後に雇い止め通告！  
裁判証人尋問、6月16日に決定！傍聴をお願いします！**

大重 浩一

場所 大阪地裁堺支部 304号法廷

南海高野線 堺東駅より歩いて5分ぐらい

日時 6月16日(火) 午前10:30~12:00 原告本人の

主尋問 60分。午後13:15~16:30 原告本人の反対尋問60分、協会検査課長の  
主尋問・反対尋問各30分、会長の主尋問・反対尋問各30分



2017年2月に提訴し3年以上が経ち念願の証人尋問の日時が決定しましたので、組合員の皆様には裁判の傍聴応援をお願いしたく機関誌に投稿させていただきます。

一般社団法人、大阪府環境水質指導協会に30年以上勤務し60歳で定年となり、再雇用され1年契約の有期雇用職員になったが2年後に雇い止めをされた。

2014年9月定年、2016年9月末に雇い止めとなった。2回の団交を行なって会社側より和解の提案があったが折り合わず裁判闘争突入となった。

高年齢者雇用安定法では、65歳までの雇用を義務付けているが、強行法規ではないので雇い止めは可能である（強行法規ではないとは雇い止めをしても罰則がないという意味である）。コンプライアンスを日頃より謳っている会社が強行法規ではないという理由で雇い止めを強行してきたのである。

2017年2月に地位確認 未払い残業代 労働契約法20条 パワハラで提訴した。

49歳の時に会社は整理解雇を提案し、その時に一度退職勧告されている。そういう痛い経験をもとに日頃より会社は、そのうち何かを仕掛けて来ると考えボイスレコーダーを常に携帯していた。第1ラウンドがあれば必ず第2ラウンドが来ると元専従の大濱さんに教えられていた。

地位確認は、労契法19条2項による契約更新、未払い残業代は早朝出勤を会社が許可したか否か、労契法20条は、定年前の給与と定年後の給与の差額、ハマキョウレックス事件の弁護団長であった中島弁護士にお世話になっているので心強いものがある。パワハラは、日頃よりいじめを受けていた。

裁判は、通常1年半から2年ぐらいはかかるものと聞いていたが3年数カ月で証人尋問は決定した、長くかかったものである。さらに両者が折り合わなければ高裁で争うことになる。

裁判なるものは普通の人間であればそうそう経験するものではない。権力あるものに何十年もいじめられ会社に屈し、泣き寝入りするのは自分の思想に合わないと考えたので今回の裁判の提訴となった。

# 株式会社BNT（代表取締役S・I）

## との団体交渉決裂！ 裁判を準備！

2019年2月、新規飲食事業「焼肉店」立ち上げることとしてCさんは採用され、店長としてその準備を行い9月26日からの開店となった。

その1か月後の10月31日朝、開店準備のところへ本社スタッフ2名が突然訪れ、懲戒処分請求をするため2週間の自宅待機を命じられました。理由は情報漏洩で、パソコン・携帯電話・ユニホームを取り上げられました。



その後、自宅待機が続き2020年3月12日、会社から別添各項目書について「報告書提出命令書」が届く→同月18日、C氏が報告書提出→同月27日、会社4月8日にC氏に  
出社通知→4月8日、団体交渉：処分該当はないと主張、本社勤務で復帰要望→4月28日  
(火)本社に出社通知→5月1日より介護職への配転命令内示がだされる。5月6日(水)午後2時から三宮の本社で団交：会社は、「通知及び申入書」の1～3項と本社勤務復帰拒否、処分については検討中という。組合は、配転の業務命令は不当であるので拒否を表明。決裂となる。今後、業務命令違反の処分が予想される。

### 通知及び申入書

(2020年4月28日提出)

貴社からの通知書(4月23日付)に従い、4月28日14時にC組合員は出社しました。そこで内示として渡された書面は、「5月1日」から「グループホーム」での勤務とのこと。しかし、そもそも貴社はC組合員を採用する際、貴社社長はC組合員に対し、介護では雇用せず飲食事業、店舗運営及びこれらに関連する業務をしてもらうことを明言し、それに従ってC組合員は貴社で働き始め、無効な自宅待機命令まで一貫して同業務を行ってまいりました。このように貴社とC組合員との労働契約は、むしろ積極的に介護事業が除外されており、飲食事業・店舗運営及びこれらに関連する業務に限定されておりました。貴社社長は、C組合員が介護の現場の仕事の経験が全くないことを認識し、むしろ積極的にそのような仕事は行わせないことを明言して、C組合員を採用し業務を遂行させておりました。従って、貴社の今回の内示(以下「本件内示」といいます。)は労働契約に反して無効です。

貴社が6か月もの間、自宅待機命令を理由にC組合員に自宅待機させたこと自体、極めて相当性を欠くもので、退職に追い込むための悪質な手段と言わざるを得ません。そして団体交渉を継続しており、次回の団体交渉が5月6日に予定されているにもかかわらず、団体交渉を無視して、貴社はC組合員を呼び出し、本件内示を強行しました。貴社のかかる行動は不当労働行為にも該当します。貴社がこの時期に、かつ労働契約を逸脱した本件内示をC組合員に命じることは、C組合員を退職に追い込むための不当な目的・手段であることは明白です。しかも、本件内示によると、C組合員の賃金を一方的に減額しており、その点でも不利益扱いであり無効です。さらに、介護業務を経験している労働者であってもコロナウイルスなどの感染症対策は困難であることはもはや常識ですが、C組合員のように全く介護業務の経験がない労働者がそのような業務に就くとなれば、利用者との間でも労働者間でも危険性が高まることは明らかで、この点でも本件内示はC組合員に対してはもちろん、他の介護職員や利用者らにとっても許容しがたいものであり、貴社の本件内示はこの点からも許されません。本件内示は、このように異常とも言える自宅待機命令に引き続いて期日的余裕すらない、団体交渉を無視するなど悪質かつ、退職に追い込もうとするパワーハラスメント行為であります。

従ってこの内示は、受け入れることはできません。なぜなら、これまでの自宅待機の理由の結論が出ていないからです。以下経緯を整理しておきます。

貴社は、C組合員に対し、3月12日付け「報告書提出命令書」を出しました。これに対してC組合員は、3月18日付け「報告書」を貴社に提出しました。3月27日付けで貴社は、C組合員に対し、懲戒手続きのための弁明の「期日通知書」を「別途行為」記載の書面と共に通知し

ました。この期日4月8日は、当組合が団体交渉申入れをしたため団体交渉の場で弁明を行うことになりました。

この団交の中で、C組合員は弁明をし、懲戒処分を受けることは一切行っていないと弁明しました。

団体交渉の場で組合は、C組合員が貴社とC組合員との労働契約に従って入社後行っていた本社での業務での復帰を要求しておりました。

以上の通知をした上で、以下の申入れをします。

記

- 1、「5月1日」から「グループホーム」での勤務指示を、撤回すること。
- 2、本件内示などに関して団体交渉がまとまるまでの期間、C組合員を有給扱いとすること。
- 3、団体交渉を無視して本件内示を強行したことに對する謝罪すること。
- 4、5月6日(水)14時からの団体交渉で、今後のことは話し合うこと。

以上

## 管理職ユニオン・関西が YouTube を立ち上げました。

動画を拡散ください！そして、チャンネル登録を呼びかけてください！

書記長 仲村 実



組合員のOさんが、以前から管理職ユニオン・関西のユーチューブを立ち上げようと何度も言ってくれていました。Oさんに約束したのは、私は「しゃべるだけ」なら協力するでした。ビデオ撮りと企画は、Oさん、編集とアップはユーチューバーのIさんがやってくれています。

「同一労働同一賃金」でアップしている弁護士のユーチューブに絡めて、質問をすることからと言うことでしたが、批判的になってしまいそうなので、この考えはボツにして、私の考えで自由にしゃべることとしました。話し手は、専従の私と大橋さんが担当で、10分くらいの長さでということになっています。今後は、大重さんが私に質問をして、私が答えながらしゃべって行くというやり方も取り入れることになっています。

4月に入ってスタートして、事務所でビデオカメラで撮影しました。すでに私が5本、大橋さんが2本取ってアップしています。ぜひご覧の上、コメントください。

「同一労働同一賃金」についてパート1～3の3本、「管理職ユニオンの紹介」、「定年、再雇用問題」「ユニオンを活用しよう」の3本、大橋さんの「コロナ関連」の話と相談内容の2本の合計8本がアップしてあります。ご覧ください。以下、このYouTubeを担当してくれているOさんとIさんからのお願いです。

〈O、Iさんから〉

グーグルにユーチューバーとして認められるのに最低チャンネル登録者数1,000人が必要です。ご覧の上、チャンネル登録と高評価をしてください。ご協力ください。管理職ユニオン・関西を日本全国と言わず全世界に広めて行きましょう！

○YouTube チャンネルはここから →

<https://www.youtube.com/channel/UCK6Z6ggwud0Lnj5J625e0jQ>

○または、YouTube から「管理職ユニオン・関西」を検索してください。

○ろんばのPR

ユーチューバーのIさんは、ろんばのせんべろ動画を発信しています。

「ろんば」で検索下さい。チャンネル登録よろしくお願ひしますロバ(・▽・)

# 新型コロナウイルス・ショック経済対策

副執行委員長 稲岡宜男



政府は3月の月例経済報告の景気判断で、2013年7月から使  
い続けてきた「回復」という表現を削除した。日本経済は消費税  
10%増税の打撃に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で深  
刻な景気後退に陥っている。

新型コロナウイルスの感染がヨーロッパ大陸からアメリカ合衆国に広がり、国際経  
済への悪影響の行方が見通せない状況になっている。市場を不安が覆い、株価は乱高  
下している。下落幅は2008年のリーマン・ショック時を凌駕し、「新型コロナ・ショ  
ック」というべき状況になっている。

原油価格も年初から約6割も下落している。通常であれば原油価格が下がれば原材  
料費や燃料費が下がって生産や観光などにはプラスになる。しかし、今は新型コロナ  
ウイルスで需要が減少しているため、あまり恩恵がない。しかも、原油安は米国のシ  
ェールオイル(岩盤に含まれる原油)掘削業者の経営悪化を招いている。バブル状態の  
米国の社債市場で大きな比重を占めるシェール業者の信用不安は、社債バブルの破裂  
懸念を高め、株価のいっそうの下落につながる。

こうした状況は、リーマン・ショックのような金融危機に陥ることはないと楽観す  
ることはできない。特に日本は、昨年10月の10%への消費税増税で景気が悪化して  
いる。そこに新型コロナウイルスの影響が加わり、経済指標を見るまでもなく国内の  
景気は無残に後退している。

日本銀行の金融政策には期待できない。日本銀行がいくら資金を供給しても、資金  
需要がないために市中に回らず、日本銀行の当座預金に滞留するだけである。

日本銀行は3月16日の金融政策決定会合で、株価維持のために上場投資信託の買  
い入れ上限を6兆円から12兆円に引き上げた。しかし、市場参加者が日本銀行の上  
場投資信託購入のパターンを読み切っているために効果が乏しいうえ、市場をゆがめ  
るなど大きな弊害がある。

いま必要なことは、政府の財政政策による後押しである。とりわけ消費税の徴税の  
停止や減税は、国民の所得補填と消費喚起に対する効果が、直接的かつ公平で良いの  
ではないか。消費者の実質的な購買力が、ただちに増える即効性も好ましいと思える。

経済状況が悪いときに消費税増税をやって景気をさらに悪化させたのは失敗だっ  
た。昨年10月の消費税増税前に、政府は「リーマン・ショック級の事態にならない  
限り予定通り引き上げる」と言っていた。今の事態はまさにリーマン・ショック級で  
ある。消費税率を緊急に引き下げて景気を下支えするべきである。



# お世話になった星のクリニックの星野医師が亡くなりました

管理職ユニオン・関西を立ち上げてから、組合員がいろいろ世話になった精神科医の星野征光さんが4月21日に亡くなりました。私にとって古くからの友人であり、同志でもあった星野さんである。私より3つ4つ上の年齢でした。

3月31日に見舞いに行ったが、残念ながら話すことができずに帰らざるを得ない状態でした。覚悟をしていた知らせが、死亡当日に入りました。

わがユニオンには、2002年「精神医療の現場から見た、これまでと現在」をテーマの学習会、2007年11月の定期大会後の結成10周年記念シンポジウムに脇田龍谷大学教授、永嶋弁護士といっしょに星野精神科医として登場してもらいました。

2002年の学習会報告記事では、星野さんのことを「冒険家か哲学者か、はたまたどこかの宗教団体幹部(?)か、といった感じの風貌」と書かれていました。

「MU・関西ニュース」126号(2007年9月号)～131号(2008年2月号)の4回にわたって、ペンネームで「今の日本 精神科臨床の窓から何が見えるか」というテーマで連載記事を書いています。2回目の連載の冒頭で管理職ユニオンとのかかわりで『私の古くからの友人(私、仲村の事)が、管理職ユニオン・関西という個人加盟の労働組合運動をしており、「この頃、メンタルな相談がぼちぼち入ってきており、その方面の相談に乗ってくれないか」ということで気軽に「いいよ」と返事をしたのが開業3年目くらい。それ以来、かれこれ30人になりましょう。

当初は、好訴的(注:訴えの為の訴えをする)なケース中心で、Dr.ショッピング、組合ショッピング(注:気に入らないとすぐDr. 組合を変える・・・ウインドショッピングに似ているので)と思われる人が殆どでした。ところがここ2年くらいは、前号記載のような過酷な労働現場からの悲鳴に近いケースが殆どとなってきています』と書いています。

組合員で、星野さんの診察を受け診断書を書いてもらった方も多いと思います。

少々型破りなところもありましたが、地域医療の訪問もやりながらの患者や労働者思いの医者だったと思います。

時々呼び出され、ごちそうになりながらの政治談議も楽しい思い出です。気に入った新聞の切り抜きや、書籍をよくもらいました。残念ですが、組合員の皆さんと一緒にご冥福を祈りましょう。 合掌。

(仲村)



組合事務所が広くなりました。法律・争議対策部の学習会も兼ねたイベントです。

## 2月度 組合員交流会に参加を!

精神的病に理解を! メンタルヘルズ対策を!

「精神医療の現場から見た、これまでと現在」

日時 2月16日(土)午後2時～4時30分

場所 組合事務所

話し手 星野征光さん(精神科医、星野クリニック所長)

ここ数年、精神的病者が増え続けています。私たちの周りにも多くいます。精神医療の遅れ、精神的病者の状況、その改善という大きな課題、社会を豊かにさせた事件、精神医療の偏重・現行精神障害者の社会復帰について、精神障害者の付き合い方など星野さんに話してもらいます。話の後は、質問の機会もあります。参加者の交際もあります! 自分は健康だという人も、気にかかっている人もぜひ参加してください。

## 3月度は・・・ご予約ください

「過労死・労災職業病」学習会 関西ユニオン交流会主催、法律・争議対策部も協力

講師 弁護士 井上二郎 先生、 関西労働者安全センター事務局長 西岡芳樹さん

日時 3月20日(水)午後6時30分～8時30分

会場 エル谷おさか 7階701号室

費用 無料(申込みは事前に事務所までお電話ください)

## 上田雄二さんが亡くなられていました メンタルヘルス相談をしてもらっていたが、昨年10月に沖縄に移住されていた

つい最近、上田さんの奥さんから「上田雄二は去年の11月に永眠しました。」との話がきが組合の私宛に届きました。

昨年9月に沖縄移住を決め、10月に移住されていました。その1か月後の11月に亡くなられたとのこと。上田さんは、管理職ユニオン・関西の結成に参加いただいた大阪府の職員で、組合活動もされていた方です。それ以来の付き合いで、大阪府を退職後の2018年1月に学習会「産業カウンセラーの基礎知識と事例紹介」で講師をしてもらっています。また、組合員のメンタルヘルス相談の担当もしてもらいました。

奥さんに電話で詳しく聞きましたが、普段通りでパソコンに向かって原稿を打っていた状態で息を引き取られたそうです。本当に突然の死だったとのことでした。ご冥福を祈ります。合掌。 書記長 仲村実 ※下記の文章は、20周年記念誌より転載しました。

### 「管理職ユニオン・関西 結成20周年」おめでとうございます！

市民ジャーナリスト：民守正義（元-大阪府職員：上田雄二）

私の「管理職ユニオン・関西」との出会いは、結成大会の時からで、当時、大阪府中央労働事務所職員であった私は、仕事-府内労働関係情報収集活動が名目で傍聴参加。ところが傍聴参加のつもりが、連帯の挨拶を求められ元々、大阪府の組合運動をはじめ、複数の社会運動に参加・経験があるだけに、傍聴参加が「連帯のアシテーション」に変わってしまって、力が入ってしまったのを覚えています。（略）

NPO「働く者のメンタルヘルス相談室」の理事となって、お付き合いした経緯もあります。

さて現在の私の状況ですが、定年退職頃の3年以上前に「頸椎症性脊髄症」から難病「サルコイドーシス」を併発し、首を切る頸椎手術を受け、一時は「首から下は完全麻痺になるかもしれない」と言われ、「尊厳死」を申し出るほど、落ち込みました。しかし娘に「どんな状態になっても、お父さんには生きて欲しい」と言われ、持ち前の「負けず嫌い」が頭を持ち上げ、前述の二度目の首を切る頸椎手術を受けました。結果は「首から下は完全麻痺」は免れたものの、殆ど歩行困難で、神経麻痺も加わり、それなりに不自由な生活を強いられています。でも今は、もう落ち込むのは止めました。（略）

現実に今の私の主な社会運動は、①アメーバブログ「リベラル広場」の毎日原稿更新による社会問題等の発信②労働・人権相談③採用コン



サルタント④産業カウンセラー資格を活用した「メンタルヘルス相談」に加え、「戦争法」違憲訴訟の原告団や沖縄一高江へ車椅子で「座り込み行動」にも参加してきました。そういう意味で「管理職ユニオン・関西」とは、今まで以上に、共に取り組む課題が、沢山あると思います。

最後に障害者になって、一番に思う事は「私の、この不自由な体を、誰が愛おしく労わってくれるのか。私の不自由な体を愛おしく労わるのは私自身であり、私自身の魂でもある」という事です、でも、それは障害者だけに限りません。「管理職ユニオン・関西」の組合員の皆さん、取り巻く労働者の皆さんの大切なモノも「労働者としての誇りと魂」だと思うのです。そうした「労働者の誇りと魂」の連帯で、共に頑張りましょう！

## 関生弾圧

# 京都地裁へ、20 数名で申し入れ行動！ 武委員長・湯川副委員長の「拘留取り消しと保釈」を求め

4月28日14時前、「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会」で、京都地裁に対して武委員長と湯川副委員長を釈放せよと申し入れを行いました。

申し入れ書は、下記の通りです。生コン支部の武書記長ら6名の代表者で、裁判所の書記官・主任書記官に全港湾大阪支部の小林さんが申し入れ書を読み上げ、武書記長が拘留の不当性と即時釈放を要求しました。書記官は「そのような要望があったことは裁判官に伝えておく」でした。

京都新聞の4月29日朝刊に、申し入れ行動の記事が載りました



## 申し入れ書

2020年4月28日

京都地方裁判所 所長 様  
京都地方裁判所 刑事総務 様

大阪府大阪市港区築港1丁目12-27  
労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会  
実行委員長 樋口 万治

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の労働組合活動について、貴裁判所で審理中の(令(わ)814、940、1105号)の武建一さん、湯川裕司さん勾留の即時取消及び保釈について申し入れます。

武さんが勾留されている大阪拘置所では新型コロナウイルスの所内感染が拡大しており危険な状態です。4月15日の報道では刑務官5名の感染、自宅待機132人とあります。武さんは高齢であり、拘置所内で疾病を発症したと聞いています。勾留は2年近くに及んでおり、免疫力の低下は当然で、このままの長期勾留は生命の危機を招きかねません。湯川さんも同様です。二人は幾つかの事件で起訴されていますが、大阪地裁、大津地裁は保釈を認めており、貴裁判所だけが勾留を続けています。2年に及ぶ長期拘禁となっています。国際法にも抵触する不当な拘禁です。特に武さんに対しては、大阪拘置所と京都拘置所の往復移送されるという負荷のかかる処置がおこなわれています。このことが彼の心身に与える影響を考えると、許されない重大な人権侵害です。

この起訴事案は憲法28条に基礎をもつ労働組合活動を理由にした不当逮捕・起訴事案であり、労働法学会の有志からも抗議が発せられ、雑誌「世界」でもこの問題の不当性への警鐘が毎回取り上げられ戦後最大の労働運動弾圧事件とも言われ、社会問題となっています。それらのことから長期拘禁は許されず、勾留取消及び保釈の即時の決断を求めます。

- 一、武建一さん、湯川裕司さんに対し直ちに勾留取消及び保釈を決定せよ。
- 二、貴裁判所は、二人の健康状態を正確に掌握し、健康保持のための必要な措置を速やかに行うこと。

以上。



## 5月～6月活動予定

	日	曜日	内 容	場 所	時間
5	14	木	・日本フッ素工業不当労働行為事件証人尋問 延期! ・関生裁判 大阪第2事件	大阪府労委 大阪地裁	10～12 13:30
	18	月	・関生裁判 大阪第1事件 延期!	大阪地裁	10:00
	19	火	光明池土地改良区地位確認等裁判判決 延期!	地裁堺支部304	13:10
	21	木	・大洋不当労働行為事件 調査 ・関生裁判 大阪第2事件	大阪府労委 大阪地裁	10:00
	22	金	・上田清掃不当労働行為事件 再審査調査	中労委	13:30
	23	土	執行委員会	ユニオン事務所	10:30
	27	水	関生裁判 滋賀県警弾圧事件	大津地裁	10:00
	29	金	関生裁判 滋賀県警弾圧事件	大津地裁	10:00
6	6	土	機関誌278号発行作業 協力お願いします!	ユニオン事務所	12:00
	12	金	組合員交流会	ユニオン事務所	19:00
	16	火	大阪府環境水質指導協会 裁判 原告被告証人尋問 午前10時30分～ 午後1時15分～	大阪地裁堺支部	10:30
	20	土	執行委員会	ユニオン事務所	10:30
	29	月	・大洋不当労働行為事件 調査	大阪府労委	13:00

※団体交渉参加希望者は、連絡ください。

### 編集後記

いろいろな予定が中止や延期になっているので、日程表が圧縮されスペースがあいたのもこの後期を書いている。組合活動が縮小している。わがユニオン事務所は、通常通りであるが。

何が原因か？ コロナウイルス感染症に対する安倍の緊急事態宣言が原因である。そもそもコロナ対策は、遅れたことが摘されている。クルーズ船対応をはじめ、何もしなかったことである。それは、安倍も都知事の小池も東京オリンピックの開催に超こだわったことである。オリンピックは中止し、その金を全部、救済に助成・補助金に回せという声がある。

さてわが組合では、団体交渉の日程設定が相手側からの先送りとなることが発生している。裁判所はすべての日程をキャンセルしている。労働委員会は調査は実施しているが、審問は延期と決定している。それでも同居の連帯ユニオン関西ゼネラル支部は、元気に抗議行動に出かけている。わが組合員も会社からの指示で、在宅勤務者もいる。組合員は、事務所に来ることを控える。

執行委員会で、やむを得ず、「ユニオン居酒屋」は当面中止と決めた。それでも私は、午後7時以降は時々缶ビールを飲みながら文章作りなどをしている。

とりとめもないことを書いているが、安倍の緊急事態の延長の記者会見には無責任さを超感じた。くどくど喋っていたが、「お前が緊急事態宣言したことに対する補償は何も具体性がない」からだ。私は、野党ももう少し頑張って、労働者にも中小零細経営者にも個人事業者にもすべての補償をする財源の支出を決めると言いたい。大企業や大金持ちの補償はいらない。ただし、労働者の雇用は考えないといけないと思う。後はどうするか、数年後に借金棒引きの「コロナ対策徳政令」を国会決議で決議してもらおうではないか。そのことのできる議員を選ぼう、てなことを考えた。

(仲村実)